

平成 22 年 天草市農業委員会第 12 回総会議事録

平成 22 年 12 月 24 日天草市農業委員会総会が天草中央地域保健福祉センターに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（27 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	20 番	原田 康盛	君
2 番	滝下清三郎	君	21 番	山本 隆久	君
3 番	川崎眞志男	君	22 番	浦上 廣幸	君
4 番	坂上 眞守	君	23 番	平岡 秀樹	君
5 番		君	24 番	山田 昭則	君
6 番	福本 富人	君	25 番	川峯 正美	君
7 番	佐々木碩哉	君	26 番	佐藤 駿二	君
8 番		君	27 番		君
9 番	鶴田 雄士	君	28 番	川原 昭雄	君
10 番		君	29 番		君
11 番		君	30 番		君
12 番	井上 哲晴	君	31 番	江良 邦勝	君
13 番		君	32 番		君
14 番	山本 友保	君	33 番	宮崎 義一	君
15 番		君	34 番	椎場 次穂	君
16 番	大塚 宏	君	35 番	松原 高弘	君
17 番	松川 兼光	君	36 番		君
18 番	倉田 喜一	君	37 番	戸谷 泰典	君
19 番	川口 直	君	38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（11 名）

5 番	梅本 秀幸	君	27 番	池田 裕之	君
8 番	稲田 秀敏	君	29 番	前田 達也	君
10 番	元島 正則	君	30 番	小松 信男	君
11 番	松岡 健吾	君	32 番	落合 正實	君
13 番	松本 明博	君	36 番	小堀田幸一	君
15 番	森岡 一正	君			

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 任	吉田 直哉
主 幹	中村 政一	主 任	松村 康平
主 任	浦上 達也		

4、議事日程

開 会

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 69 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 70 号	買受適格証明願（耕作目的）について
日程第 4	議第 71 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 72 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	議第 73 号	農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等について

閉 会

開 議 午後 1 時 53 分

○事務局（森内健二君） 皆さんこんにちは。定刻まで、まだ数分ございますが、参加予定の委員の皆さんがおそろいですので、ただ今から平成 22 年第 12 回総会を開会いたします。はじめに、鬼塚会長からご挨拶をお願いします。

○会長（鬼塚猛清君） 皆さんこんにちは。ほんとに寒くなりました。この寒波が年始まで続くということでございます。本年最後の総会ですので、全員参加で開催できればと思っておりましたが、体調なり、ご不幸なりで 11 名の委員さんがご欠席と聞いております。

今年 1 年振り返りまして、皆様方には大変お世話になりました。いろいろなことがありました。野外活動では天草町におきまして、皆様方のご協力のもとに耕作放棄地の解消活動も実施できましたし、今日も予定されておりますが、総会終了後の自主研修についても発表をいただきました委員さんには大変お世話になりました。

今日は 22 年の最後の総会になります。皆さん方の活発なご意見を出していただき、意義のある総会になりますようお願い申し上げますがご挨拶といたします。

○事務局（森内健二君） 本日は、5 番梅本委員、8 番稲田委員、10 番元島委員、11 番、松岡委員、13 番松本委員、15 番森岡委員、27 番池田委員、29 番前田委員、30 番小松委員、32 番落合委員、36 番小堀田委員の 11 名の委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。

○議長 これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただきますことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 それでは、33 番宮崎義一委員、34 番椎場次穂委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、議第 69 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、1 番から 3 番までの審議案件については、農業委員会法第 24 条に定める議事参与制限の規定により私が退席いたしますので、議事の進行を滝下職務代理者をお願いいたします。

農業委員会法第 24 条の規定により、●番●委員退場（議長交代）

○議長 それでは、改めまして、日程第 2、議第 69 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について 1 番から 3 番までを一括し

て説明をお願いいたします。その後農業委員より、3番までの説明をお願いします。

○事務局 1番について説明します。●町の譲受人●さんは、●町の譲渡人●さんより、●町の畑●㎡を贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、同一世帯内の耕作従事者間での贈与なので、全部効率利用要件、農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。なお、贈与後に2番、3番の申請案件で、双方の農地集積を図るため、土地の交換申請がなされております。

2番について説明します。●町の譲受人●さんは、農地集積のため、●町の譲渡人●さんより、●町の畑●㎡を交換により取得したいというものです。本申請地は、1番の申請地です。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地从ら10キロ以内で、容易に通作でき、申請地には、野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

3番について説明します。●町の譲受人●さんは、農地集積のため、●町の●さんより、●町の畑●㎡を交換により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地从ら10キロ以内で、容易に通作でき、申請地には、野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

○担当委員 ●番●です。1番、2番、3番については関連ですので、一緒に説明します。

1番の場所は●町の●という地区の区画整理事業の一角になります。申請人は事務局説明のとおり同一世帯の親子でございます。何も問題はございません。

2番、3番について説明いたします。交換する場所のひとつが1番の申請地になります。土地を交換することにより、双方の農地集積と耕作の利便性を図ることができるため、合意ができたということでございます。面積には2倍近くの開きがありますが、面積が少なくなるほうの申請人に事情を聞きましたが、耕作の手間等を考えると、交換という事で納得しているということでした。

また、一旦贈与のうえ、交換の申請をされてありますのは、経営移譲農業者年金の特定処分対象農地の関係でございます。よろしくご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、1番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、1番の件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 続きまして、説明がありました2番、3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、2番、3番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、2番、3番の件は原案のとおり可決いたしました。

農業委員の議事参与制限案件の議事が終了しましたので、議長を交代します。事務局は、

●番●委員に着席を求めてください。

(●番●委員着席)(議長交代)

○議長 議長を交代いたします。それでは、事務局より各申請案件について4番から13番までを一括して説明をお願いいたします。

○事務局 4番について説明いたします。●町の譲受人●さんは、農業経営規模拡大のため、

●市の●さんより、●町の畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から10キロ以内で、容易に通作でき、申請地には、野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当していません。

5番について説明します。●町の譲受人●さんは、農業経営規模拡大のため、●市の●さんより、●町の畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から10キロ以内で、容易に通作でき、申請地には、野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当していません。

○事務局 6番について説明します。●町の譲受人●さんは、●町の譲渡人●さんより●町の田●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲作される計画です。以下、不許可要件には該当していません。

7番について説明します。●町の譲受人●さんは、●町の譲渡人●さんより●町の畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地はミカンを栽培される計画です。以下、不許可要件には該当していません。

8番について説明します。●町の譲受人●さんは、●の譲渡人●さんより●町の田●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、

住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲作される計画です。以下、不許可要件には該当していません。

○事務局 9 番について説明します。●町の譲受人●さんは、経営規模拡大のため●町の譲渡人●さんより、●町の田●㎡を贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲作をされる計画です。以下、不許可要件には該当していません。

10 番について説明します。●町の譲受人●さんは、経営規模拡大のため●市の譲渡人●さんより、●町の田●㎡と畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は水稻と野菜を作付けされる計画です。以下、不許可要件には該当していません。

○事務局 11 番について説明します。●町の譲受人●さんは、●町の譲渡人●さんより●町の田●㎡を贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、同一世帯内の親子関係での生前贈与で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

12 番について説明します。●町の譲受人●さんは、●県の譲渡人●さんより●町の畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当していません。

13 番について説明します。●町の譲受人●さんは、●県の譲渡人●さんより●町の畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は緑竹を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当していません。

○議長 4 番から順に担当委員より説明をお願いします。なお、担当案件が複数ある場合は一括して説明をお願いします。

○担当委員 ●番●です。4 番、5 番が私の担当ですので、順に説明いたします。まず 4 番についてですが、譲渡人は現在●市に住んでおられ、高齢でもあり、今後天草に帰って来る見込みもないため、所有農地を処分したいということでした。譲受人は水稻、野菜、果樹を●アールほど耕作されています。申請地は自宅の側で、現地確認時には既に申請人が野菜を栽培されておりました。何も問題は無いものと考えます。

5番につきましては、譲渡人が4番と同じ人で、申請地に隣接した耕作農家である譲受人に売買の申出を行ない、合意ができたそうです。申請地は譲受人の果樹園の隣接地で、今まで遊休地になっていた関係で、境界付近だけ譲受人が年に2回草刈管理をされていたそうです。売買の合意を機に譲受人が全面綺麗に草刈をされていました。問題は無いものと思います。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、4番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので4番の件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 つづきまして、同時に説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、5番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので5番の件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番、7番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○担当委員 ●番●です。6番の件について説明します。譲渡人と譲受人は親戚関係で売買が成立した訳ですが、譲受人は水稻、果樹を中心に●町●反ほど耕作をされている方で特に問題になるところは無いと考えます。

続きまして、7番の件について説明いたします。譲渡人は6番と同じでございます。譲受人は甥になります。申請地にはミカンを栽培するということで、張り切っておられました。これも問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、6番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので6番の件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 それでは、引き続き説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、7番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので7番の件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、8番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○担当委員 ●番●です。8番の件について説明します。譲渡人は長い間●に住んでおられて、今までは姉さん夫婦が耕作されておられましたが、もう高齢になり管理することもできなくなるということで、隣接の耕作者に売買の相談をしたところ合意が成立したということでございました。譲受人は水稻を中心に熱心に農業をしておられ、特に問題になるところは無いと考えるので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、8番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、9番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○担当委員 ●番●です。9番の件について説明します。譲渡人は90歳を超える高齢で以前から耕作をすることはできなくなっていたということです。譲受人は水稻を中心に●町ほどの農業経営をされておられる方で、問題になるところは無いと考えるので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました9番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、9番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、10番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○担当委員 ●番●です。本来の担当は●委員ですが、本日はやむを得ず欠席するということで、●委員より「代わって説明してくれ」ということでしたので、私から10番の件について説明します。譲渡人は10年ほど前に●を出られ、現在は子どもさんといっしょに●で暮らしておられます。高齢でもあり、また天草に帰って来こともないということで、生きているうちに土地を処分したいということで、地元で農業をされていて親戚関係である譲受人に売買することで合意ができたそうです。特に問題になるところは無いと考えるので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました10番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、10番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、11 番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○担当委員 ●番●です。11 番の件について説明します。本申請は同一世帯員間で、親子関係での贈与の申請です。私の担当地区の中でも熱心に農業をしている家族なので、何も問題になるところは無いと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました 11 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、11 番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、12 番、13 番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○担当委員 ●番●です。本来なら●委員の担当地区ですが、委員の家族に不幸がありまして、本日欠席ですので、代わりまして説明を申し上げます。また、譲渡人が同じですので、12 番、13 番について続けて説明いたします。

まず 12 番についてですが、譲渡人は●県にお住まいで、もう天草には帰ってこないということから土地を処分するために、地元で買ってくれる人を探されていたそうです。申請地が譲受人の耕作地の隣接地ということで、売買の合意ができたそうです。現地を確認したときに、草刈が行われ耕作の準備ができつつありました。譲受人は野菜を栽培するというものでございました。

13 番については、譲渡人が同じで、同様に隣接耕作者である譲受人と売買の合意ができたそうです。譲受人は事務局でも説明があったとおり緑竹を栽培されるそうです。緑竹を植えるということは農地転用ではないかということで、事務局と協議を行いましたが見かけは竹林になっても、肥培管理を行い、筍を収穫し販売する場合は 3 条申請ということでした。こちらも現地を確認したときに、草刈が行われ耕作の準備ができつつありました。

どちらも問題になるところは無いと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 最初に説明がありました 12 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、12 番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので 12 番の件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 続けて説明がありました 13 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、13 番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので 13 番の件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第 3、議第 70 号、買受適格証明願（耕作目的）についてを議題といたします。

1 番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 説明します。●町の●さんは農業経営規模拡大のため、河浦町の田 5,812 m²を競売により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件についてですが、住所地から取得予定地までの距離が 30 キロですが、国道沿いにあり容易に通作できる距離と時間であります。取得後は稲作の計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行われると認められます。また、常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

競売の場所は熊本地方裁判所売却場です。附帯決議として「当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第 3 条の規定による許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き許可できるものとする。」としております。

○事務局 ●番の●委員から欠席の連絡がありました折に、説明内容について聞いておりますので、申請地担当委員の意見をお伝えいたします。「この物件は先月の総会で審議いただきました耕作目的の買受適格証明願と同じ物件で、場所は水の浦地区のバラ園の横で 3 年ほど耕作がされていない所です。現地の状況を見ると、それほど手間はかかず農地に再生できると思われ、農地として耕作することには問題はありませんので、ご審議をよろしく願います。」とのことでした。

○議長 ただ今説明がありました 1 番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第 4、議第 71 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。1 番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1 番について説明します。●町の●さんは、住宅地への道路とするため、●町の田●m²を転用したいというものです。既に道路として利用されているため、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 2 種農地となって

おります。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付してあります。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。1番について説明いたします。位置図及び現場写真は1、2ページになります。申請地の隣接者から申請の土地はまだ農地になっているのではと聞かれ、調べてみたところ登記地目が確かに田になっていたということが判り、今回の申請になったということでした。申請地周辺は昭和55年ごろより宅地化が進み、そのころから道路として使用されていました。平成●年に父親より受け継いだ土地ですが、事後申請になって申し訳ないという始末書が付けられています。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番の件について説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●町の●さんは保安林とするため、●町の畑●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付されております。以下記載のとおりとなっております基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。2番について説明いたします。位置図及び配置図は3ページ、写真は4ページになります。本年に農用地除外申請があり、総会でも審議いただいた案件です。農用地区域除外が認められての申請になります。現場は住宅地の上の傾斜のきつい場所です。農地としての生産性は非常に低い場所で、保安林指定ということもあり、問題はないものと考えています。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件について説明をお願いします。

○事務局 3番について説明します。●市の●さんは保安林とするため、●町の畑●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。

次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付されております。以下記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。3番について説明いたします。位置図等が5ページ、写真が6ページにあります。本件も今年に農用地除外申請があり、総会でも審議いただいた案件です。農用地区域除外が認められての申請になります。写真でおわかりいただけるようにここも住宅地の上の傾斜のきつい場所です。字図上には里道もなく、現場には徒歩で行くしかなく、農地としての生産性が非常に低い場所で、保安林指定ということもあり、問題はないものと考えています。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、4番の件について説明をお願いします。

○事務局 4番について説明します。●町の●さんは個人住宅への進入路とするため、●町の畑●㎡のうち●㎡を分筆し転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております。基準に適合しています。

○担当委員 ●番●です。4番について説明いたします。場所は9ページ、写真は10ページを参考にさせていただきたいと思います。申請人が現在住んでおられる家を増築することに伴い、今まで進入路として利用していた場所がなくなるため、隣接の水田を必要な分だけ分筆して、宅地と同じ高さまで嵩上げして玄関までの進入路としたいということでした。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番の件について説明をお願いします。

○事務局 5番について説明します。●市の●さんは保安林とするため、●町の畑●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております。基準に適合しています。

また、本日は申請地区担当の●委員が欠席のため、あらかじめ委員さんから説明内容等についてお聞きしております。「場所は●地区の●公園から見下ろした西側になります。申請地に隣接して砂防ダムができておりまして、県のほうからこのダムの保安林に指定したいとの申し出があり今回の申請となりました。現地はすでに雑木等が生い茂って山林化していますが、ご審議をよろしく願います。」とのことでした。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番の件について説明をお願いします。

○事務局 6番について説明します。●町の●さんは保安林とするため、●町の畑●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

また、本日は申請地区担当の●委員が欠席のため、本件につきましてもあらかじめ委員さんから説明内容等についてお聞きしております。「5番の案件と場所は同じで、●地区の●公園から見下ろした西側になります。申請地に隣接して砂防ダムができておりまして、県のほうからこのダムの保安林に指定したいとの申し出があり今回の申請となりました。現地はすでに雑木等が生い茂って山林化していますが、ご審議のほうよろしく願います。」とのことでございました。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第5、議第72号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●町の譲受人●さんは、個人住宅とするため、●町の譲渡人●さんより●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域内の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出

してあり適当です。隣接農地等の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなり、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。1番につきまして説明いたします。位置図等が13ページ、写真が14ページにあります。譲受人は現在借家住まいで、手狭にもなったため、自己住宅を建設したいというものです。市の上水道から給水し、汚水は浄化槽で処理した後に道路側溝へ放流となっています。隣接農地ですが、現在耕作がされず草刈管理がされている土地で、隣接同意書と排水同意書がつけてあります。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●市の譲受人●さんは、通所介護及び訪問介護施設とするため、●町の●さん他●名より●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は、都市計画区域内の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。また、隣接農地から同意が得られなかった理由書が添付してあります。以下記載のとおりとなり、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。2番について説明します。位置図及び写真は15、16ページにあります。現地は商店街から少し離れた住宅が建ち並んでいる地域です。事務局から隣接農地から同意が得られなかった理由書が添付してあると説明がありましたが、その内容をご説明いたします。隣接所有者の住所を尋ねていったが、本人及び奥さんも死亡され、3名の子供さんがいるということで、その内の2名より電話にて口頭で同意を得ることができましたが、その後、後1名の相続人である市外におられる長男がどうしても同意できないという話があったので、2名の方も同意はできないということになったということでございました。私も現地を確認に行きましたときに、申請書の計画平面図や排水計画図を参考に詳細に見てきましたが、計画では、建物は農地よりも北側にあり、敷地の西側に建設されるので、現在遊休化している農地が再度耕作されることになっても、日照通風にはほぼ影響ないだろうと考えます。また、敷地境界内にコンクリート側溝を設置し雨水排水についても道路側溝へ放流するというので、こちらも農地への影響は小さいと考えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

○質問委員 ●番●です。説明の中でありましたが、隣接農地の相続人の同意は結局のところもらえなかったということですが、許可することで良いのでしょうか。

○議長 事務局から説明をお願いします。

○事務局 農地法の許可要件の中で、同意書の取り扱いについて、若干の補足説明をいたします。農地法では、隣接農地の所有者同意書は法定の添付書類にはなっていません。しかしながら、転用計画を事前に関係者に知らせることで、計画見直しや後々のトラブルを避けることができるということで、通常熊本県内では同意書の添付を指導しています。そういったことで、同意書を必ず付けなければならないということではありません。ただ、今回のように同意書を付けることができないケースでは、その内容を理由書又は顛末書という形で経緯を含め文書化して添付してもらっています。農業委員会として転用申請を審議いただく場合は、同意書の有無に関わらず、隣接地を含め、地域営農上の支障等について、公平、公正、または第三者的に判断をして決定するというところでございます。今回の申請で具体的な営農上の支障についての担当農業委員の判断は、●委員の説明にありましたように、「日照通風等含め影響は小さいのではないか」ということですし、事務局も同様の判断をしているところです。

○質問委員 ●番●です。判りました。同意書は必ず付けなければならないという訳ではないということですね。

○議長 2番の件について、他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番につきまして説明をお願いします。

○事務局 3番について説明します。●町の借受人●さんは、駐車場用地とするため、●町の貸渡人●さんより●町の田●㎡を賃貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は、第1種農地となっており、原則不許可ですが、事務所近くに適当な用地がなく、近傍に集落に連たんした数戸の住宅があり、農地法施行令第10条に定める農地転用の不許可の例外規定及び同施行規則第33条第4号に定められた集落に接続した施設ということで、不許可の例外基準を満たしております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

また、本日は担当の●委員さんが欠席のため事前に●委員さんにご意見を伺っております。

す。位置図及び写真は、17、18 ページになります。「この付近は、●町の●管理組合内の農地で、国道を挟んだ端のほうになります。写真をご覧いただければお分かりになられると思いますが、農道を挟んで基盤整備がされた側と違って、申請地側は周囲も雑草が生い茂った遊休農地となっており、●管理組合長の同意書が添付してあります。また、隣接農地の同意書が添付してあり、問題はないのではないだろうか。また、草が繁茂して病害虫の生息地になっており、農地法上で許可要件を満たしているならば、許可した方が良いのではないかと考えています。審議をよろしく願います。」と●委員さんはおっしゃっておられました。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番につきまして説明をお願いします。

○事務局 4番について説明します。●町の譲受人●さんは牛舎及び放牧地とするため、●町の●さんより、●の畑●㎡を売買により転用したいというものです。すでに牛舎及び放牧地とされているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は農用区域となっており、原則不許可ですが、農用区域内であっても営農上必要な施設で、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものである場合は、許可できることとなっています。指定された用途の中に牛舎も含まれており、申請地は牛舎に指定されています。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。4番について説明します。19ページと20ページにあります位置図及び写真をご覧ください。申請地は昭和●年頃にほとんど山だったところを●が畜産団地として開発した所のいちばん端で●町との境界になります。その当時から畜舎もあり、放牧地としても利用されていました。●が皆さんご存知のとおりとなりましたので、所有権や分筆についても解決していない問題が多くございます。その辺のことも含めて始末書が添付されています。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番につきまして説明をお願いします。

○事務局 5番について説明します。●町の譲受人●さんは自動車整備工場及び駐車場とするため、●町の●さんより●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。すでに隣地の宅地と合わせて整備工場、駐車場となっていますので、始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。5番について説明します。位置図及び写真等は21、22ページをご覧ください。申請地は隣接の宅地等と一緒に私が農業委員になる前から現在の状態で、申請人のお父さんが作られたということでした。現在まで周囲から苦情が寄せられることもなく、始末書が付けられ申請されています。よろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番につきまして説明をお願いします。

○事務局 6番について説明します。●町の譲受人●さんは、自身が運営する住宅型有料老人ホームの増築のため、●町の譲渡人●さんから●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。既に増築工事が完了しているため、始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付されています。また、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みの事項で、有料老人ホームの設置及び変更が生じた場合は県知事に届け出なければならないという老人福祉法第29条の規定に基づき、「有料老人ホーム届出事項変更届」を行い、平成22年●月●日に受理がなされています。以下記載のとおりとなっており基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。6番について説明します。写真は24ページ、位置図等は23ページにあります。本件は、昨年秋の農用地区域の除外申請で審議いただき、農振法による除外許可がでたところで、申請人から「勘違いして着工してしまった。」という始末書が付いています。現在の入居者は7名ということでした。●地域でも独居老人世帯が増えて、こういう施設は増設してもすぐ一杯になるそうです。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番につきまして説明をお願いします。

○事務局 7番について説明します。●町の譲受人●さんは資材置場とするため、●市の●さんより●町の田●㎡を売買により転用したいというものです。すでに土地の造成がなされているため、始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

また、本日は担当の●委員さんが欠席のため事前に委員さんにご意見を伺っております。「場所は●町●地区の県道●線海側のすぐ横となります。自身の水産会社の敷地の一部が農地のままとなっていたため今回の申請となったそうです。資材置場と申請にはなっていますが、海老の養殖に使われている水車の置場とされるそうです。隣接には農地はなく何ら問題はないと思われますので、ご審議をよろしくをお願いします。」とのことでした。

○議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 それでは、日程第6、議第73号、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議第73号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1番の●町の●さん他利用権の新規設定の計画が3件、再設定の計画が3件で、総面積は12,267㎡となっております。

以上の計画は、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のアに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありますか。

(なしとの声あり)

○議長 それでは1番から6番までの件について質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、1番から6番までの件につきましては、原案のとおり可決しました。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成22年天草市農業委員会第12回総会を閉会いたします。

午後3時17分

閉 会